

薬剤師

第1 現状（これまでの成果）と課題

1 薬剤師数

- 平成 26 年（2014 年）末現在の本県の薬剤師数（免許所有者）は、4,256 人となっています。人口 10 万人当たり 201.8 人であり、全国平均の 226.7 人を 24.9 人下回っていますが、病院・診療所に限定すれば、全国平均を上回っています。
- 平成 22 年（2010 年）と比較すれば、184 人増加していますが、「かかりつけ薬局」の推進、在宅医療への参画、病院等の薬剤師業務の多様化などにより、さらなる薬剤師の確保が必要となっています。
- 薬学部を持たない本県においては、新卒薬剤師を確保するため、薬学教育 6 年制で導入された長期実務実習の受入先を数多く確保することや、実習の指導に携わる指導者の養成も必要となっています。

【表 1】人口 10 万人当たりの業態別薬剤師数（免許所有者）の全国比較（平成 26 年）
（単位：人）

区 分	総 数	内 訳		
		薬 局	病院・診療所	その他※
長 野 県	201.8	120.3	44.9	36.6
全 国	226.7	126.8	43.2	56.7
全国との差	△ 24.9	△ 6.5	1.7	△ 20.1

※ 大学の従事者、医薬品等企業従事者、行政関係者、無職、不詳

（厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」）

【表 2】県内薬剤師業態別薬剤師数（免許所有者）の経年比較 （単位：人）

年	総 数	内 訳		
		薬 局	病院・診療所	その他※
平成 22 年	4,072	2,286	928	858
平成 26 年	4,256	2,537	947	772
増 減	184	251	19	△ 86

※ 大学の従事者、医薬品等企業従事者、行政関係者、無職、不詳

（厚生労働省 「医師・歯科医師・薬剤師調査」）

2 薬剤師業務の高度化

- 医療技術の高度化、医薬分業の進展等に伴い、高い資質を持つ薬剤師養成のために、平成 18 年（2006 年）から薬学教育 6 年制が導入されました。
- 薬剤師は、薬の管理や調剤業務に留まらず、最適な薬物療法の提供や医療安全対策、訪問薬剤管理指導など在宅医療への参画など、薬の専門家として、高度で多様な業務への対応と資質の向上が求められています。
- 特定の医療分野等において高度な知識や技量、経験を持つ薬剤師を認定する「薬剤師認定制度」も広がりを見せており、専門・認定薬剤師の養成も課題となっています。

【表 3】県内の専門・認定等薬剤師数（平成 28 年 10 月現在）

（単位：人）

総 数	内 訳				
	が ん	感染制御	精 神	妊婦・授乳婦	H I V 感染症
78	37	24	6	10	1

（長野県薬剤師会調べ）

【表 4】認定実務実習指導薬剤師数（平成 29 年 3 月末現在）

（単位：人）

区 分	総 数	う ち 薬 局	う ち 病 院
認定実務実習指導薬剤師数	448	313	135.

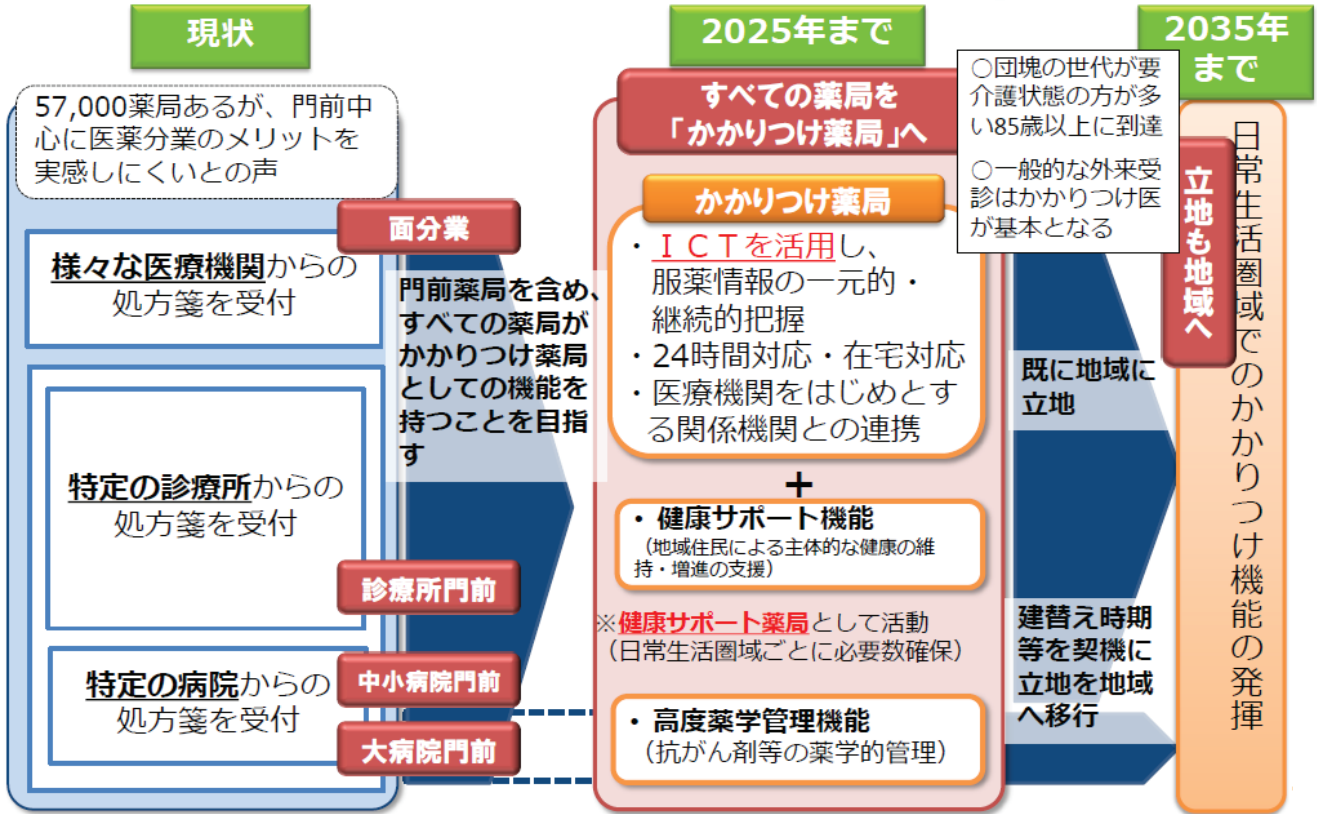
（長野県薬剤師会調べ）

薬剤師に関する論点

- 1 厚生労働省が H27.10 策定した「患者のための薬局ビジョン」において、「地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬局が服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導などの機能を果たす、地域で暮らす患者本位の医薬分業の実現に取り組む」と掲げていることから、地域包括ケアシステムの構築に向けて、在宅医療を行う薬剤師の資質向上に積極的に取り組まなければならないのではないか
- 2 病院薬剤師についても、日々進歩する医療の高度化に対応し、チーム医療の中で「薬のスペシャリスト」としての役割を果たすために、常に新しい知識・技術の習得、資質の向上を図っていく必要があるのではないか
- 3 上記のような薬剤師業務の多様化に対応するためには、現状より多くの薬剤師を確保していく必要があるのではないか

薬局再編の全体像

～立地から機能へ～



「患者のための薬局ビジョン」

～「門前」から「かかりつけ」、そして「地域」へ～

